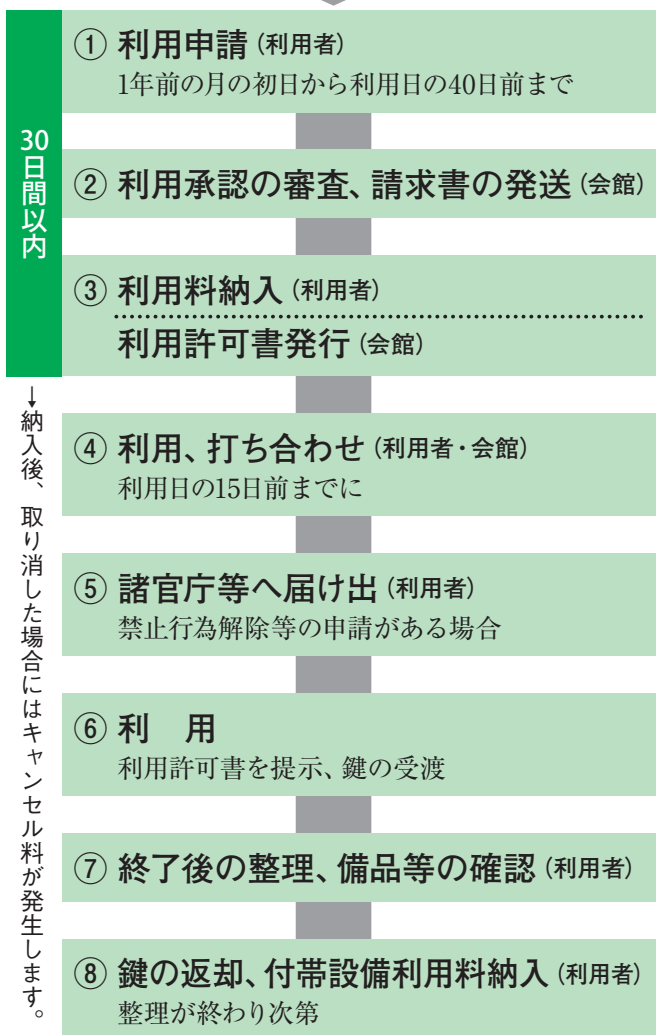


ホクト文化ホール（長野県県民文化会館） 利用手続きのご案内

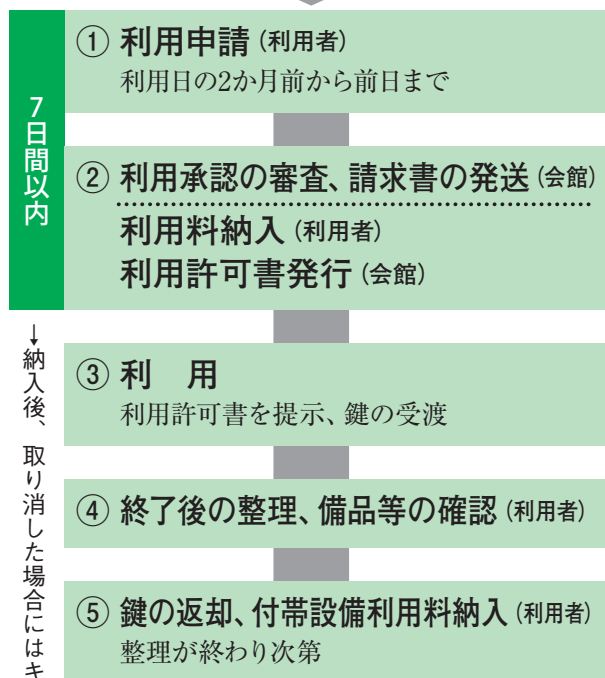
このたびはホクト文化ホール（長野県県民文化会館）にお申込みいただき誠にありがとうございます。
ご利用の手続きにつきまして、下記の点にご留意ください。

ご利用までの手順

大ホール・中ホール・小ホール・展示室



会議室・リハーサル室



I.【長野県県民文化会館利用申込書】ご記入の前に

1.本番時間は9:00～21:30内に実施していただきますようお願いいたします。

2.未確定な内容について

(1) 楽屋利用

楽屋利用未定の場合は、楽屋欄を空欄のままお申込みください。

(2) 開演時間(準備・本番時間の区別)

準備・本番時間が未定の場合は、【長野県県民文化会館利用申込書】の利用日時欄に「未定」とご記入の上、お申込みください。

(3) 入場料

入場料が未定の場合は、「未定」とご記入の上、お申込みください。

II.施設利用料お支払い前のご案内

1.「入場無料」の場合のご注意

「入場無料」の催物であっても、「入場無料で営業(※)区分に当たるものや、会費制団体のご利用に関しては、入場料、会費、会場整理費その他名称のいかんを問わず、入場の対価として徴収する金額は「入場料」とみなして利用料を算出させていただきます。

※営業の解釈

営利団体とは、利益を得る目的で営業活動を行う団体(株式会社・有限会社・財団法人等)及び個人を示します。この営利団体が、不特定多数の一般の方を対象として行う催し物については、「入場無料で営業」区分として利用料を算出させていただきます。また、催し物のなかで、商品のPR、展示、チラシ挟み込み、販売等を行う場合も、「入場無料で営業」区分に該当いたしますので、ご了承ください。

2.ご利用変更の手続き

ア 利用施設及び利用日時の追加

利用施設及び利用日時を連続して追加する場合には、新たに【長野県県民文化会館利用申込書】をご提出いただき、通常のお申込みと同じ手続きをお願いいたします。

イ 利用施設または利用日時の変更

利用施設または利用日時を変更する場合には、【長野県県民文化会館利用取消届】をご提出いただくとともに、新たに利用する施設及び日時の【長野県県民文化会館利用申込書】もご提出いただきます。

ウ 「準備・本番」時間の変更

利用許可(利用料お支払い)前に、お申込みいただいた時間区分の中で準備・本番の時間を変更しようとするときは、【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】をご提出ください。

エ 最高入場料の変更

利用許可(利用料お支払い)前にお申込みいただいた時間区分の中で最高入場料を変更する場合には、【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】をご提出ください。

オ 主催者の住所、代表者、催物名等を変更する場合も【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】をご提出ください。

Ⅲ.施設利用料お支払い後のご案内

1.ご利用変更の手続き

■注意事項

利用許可(利用料お支払い)後は、利用施設(ホール等)及び時間区分(午前・午後・夜間)の変更は利用取消の手続きとなりますのでご注意ください。

ア 利用施設及び利用日時の追加

利用施設及び利用日時を連続して追加する場合には、新たに【長野県県民文化会館利用申込書】をご提出いただき、通常のお申込みと同じ手続きをお願いします。

イ 利用日の変更について

① 変更前の利用予定日の前後30日以内の日への変更であること。(休館日も含む)

② 変更前と変更後の催し物に同一性が認められること。

③ 同ホール及び同一料金区分への変更であること。

例(大ホール→大ホール、平日→平日、土日祝→土日祝)

④【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】による利用日の変更承認は、1回限りです。

ウ 「準備・本番」時間の変更

利用許可(利用料お支払い)後に、許可された時間区分の中で準備・本番の時間を変更しようとするときは、【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】に【長野県県民文化会館利用許可書】を添えてご提出ください。準備から本番に変更した場合は、差額をお支払いいただきます。

なお、本番から準備に変更した場合には利用料金の還付は出来ませんのでご注意ください。

エ 最高入場料の変更

利用許可(利用料お支払い)後に最高入場料を変更する場合には、【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】に【長野県県民文化会館利用許可書】を添えてご提出ください。このとき、最高入場料の金額が上がった場合は、料金表に従い差額をお支払いいただきます。なお、最高入場料の金額が下がった場合には利用料金の還付は出来ませんのでご注意ください。

オ その他の変更

主催者の住所、代表者、催物名等を変更する場合も【長野県県民文化会館利用許可変更申請書】をご提出ください。

2.利用取り消しの手続き(利用料の還付)

利用許可(利用料お支払い)後に利用を取消する場合には、【長野県県民文化会館利用取消届】をご提出いただくとともに、利用料の還付が可能な期間である場合は、利用料が還付されますので、【長野県県民文化会館利用料還付申請書】を発行いたします。

申請者は【長野県県民文化会館利用料還付申請書】にご捺印の上、欄外に主催者取引銀行還付金振込先をご記入いただき、会館にご提出ください。

還付率は次のとおりです。

ア 利用者の責任によらない理由で利用できなくなったとき

(ア) 全く利用できなくなったとき…………… 100分の100

(イ) 利用予定時間の2分の1以上を利用できなくなったとき…………… 100分の50

イ 利用者が既定の期間内に利用の申込みの取消しをしたとき

(ア) ホール、楽屋及び展示室、

並びにホールまたは展示室と併せて利用する場合のリハーサル室及び会議室

利用日前 6カ月 ……100分の75

利用日前 40日 ……100分の50

(イ) リハーサル室及び会議室

利用日前 1カ月 ……100分の75

利用日前 7日 ……100分の50

Ⅳ.利用権の譲渡禁止

利用権者はその権利を他人に譲渡したり、転貸は出来ません。

また、利用者同士による貸借の交渉もご遠慮ください。

Ⅴ.その他

- 1.長野県県民文化会館利用料については、「長野県県民文化会館 利用料一覧表」をご参照ください。
- 2.会議室・展示室の利用については、各利用案内をご参照ください。
- 3.駐車場には限りがあるため、公共交通機関をご利用いただくか、満車の場合には周辺の有料駐車場をご利用いただくこととなります旨、チラシ等に掲載いただき、主催者から参集者へ周知をお願いします。
- 4.館内での飲食について

ア 大・中・小ホール客席内、展示室及びリハーサル室での飲食は、原則的に禁止とさせていただきます。

イ ア以外の場所での飲食は可能ですが、床等を汚さないようご注意ください。

ウ ゴミは、主催者が持ち帰るようお願いいたします。

当館の清掃業者への有料委託は可能ですので、業者へ委託する場合は、当館へご連絡ください。

ホクト文化ホール

〒380-0928 長野市若里一丁目1番3号 TEL 026-226-0008 FAX 026-226-1574

<http://www.n-bunka.jp/>